

令和7年
6月号

濱田会計事務所通信

令和7年6月2日発行 Vol.94

令和7年度の税制改正により、特定親族特別控除が創設され、一般的な大学生の年齢の方は給与収入のみであれば150万円まで稼いでも扶養控除の対象からは外れないこととなりました。また、学生等の場合は勤労学生控除という控除が従前からあります。

さらに、一般的には社会保険料の扶養の範囲は年収130万円未満ですが、19～22歳までの学生の場合はこれを150万円未満に引き上げる案が出ています。

いわゆる〇〇万円の壁ですが、19歳から22歳までの学生は150万円が目安となりそうです。



近畿青年税理士連盟の代表として、西田昌司参議院議員と税制について意見交換をして参りました。

特定親族特別控除と勤労学生控除

特定親族特別控除

令和7年度税制改正で創設された特定親族特別控除の適用により、大学生世代の子供など（特定親族）のアルバイト収入が増え扶養控除の対象外（給与収入のみであれば123万円超）となっても、子供などの収入に応じて一定の額の控除を受けることが出来る事となりました。

対象となるのはその年の末日時点で19歳以上23歳未満の扶養者の親族（特定扶養親族といいます）です。要件は年齢のみなので、学生等である必要はありません。

通常の扶養控除は給与収入が123万円を超えると扶養控除は全く受けられなくなりますが、特定扶養親族は給与収入のみであれば150万円までは同額の扶養控除を受けられ、また、188万円まで段階的に控除を受けられます。段階的に受けられる控除の金額は次ページをご参照下さい。

また、通常の扶養控除は扶養をしている人の扶養控除の額は38万円ですが、特定扶養親族の控除額は63万円と通常よりも控除額が大きくなっています。

勤労学生控除

納税者自身が勤労学生であるときは、納税者の所得から27万円の勤労学生控除を受ける事ができます。

- (1) 給与所得などの勤労による所得があること
- (2) 令和7年分からは合計所得金額が85万円以下（令和2年分から令和6年分は75万円以下、令和元年分以前は65万円以下）で、かつ、(1)の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること

例えば、給与所得だけの人の場合は、令和7年分からは給与の収入金額が150万円以下であれば給与所得控除65万円を差し引くと所得金額が85万円となります。令和6年分以前は給与所得だけの人は給与の収入金額が130万円以下であれば要件を満たします。

- (3) 特定の学校の学生、生徒であること

なお、勤労学生控除は学生であることが要件であるため、年齢の条件はありません。

この控除を受けるためには、給与所得者の場合は、「扶養控除等（異動）申告書」に勤労学生控除に関する事項を記載して勤務先に提出してください。確定申告を行う場合は、確定申告書に勤労学生控除に関する事項を記載して提出してください。

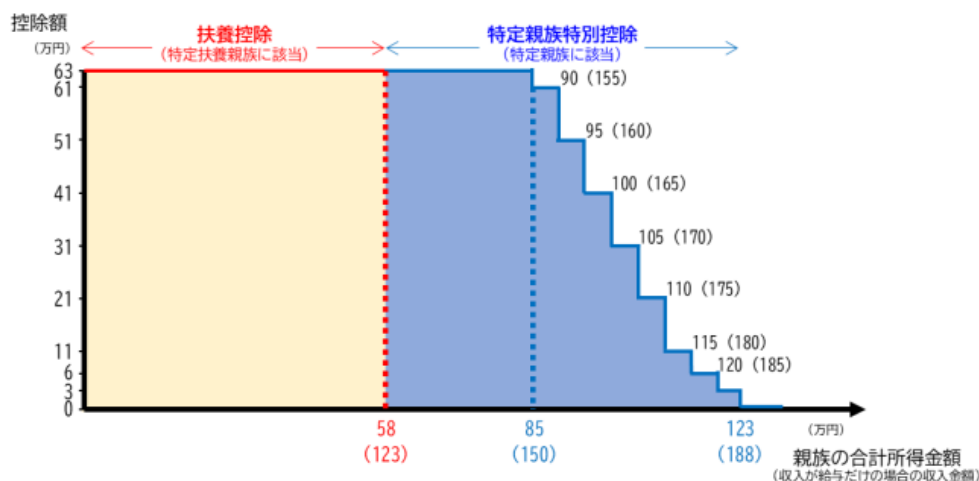


【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



お客様紹介

グリーンホーム・アドバンス株式会社 様

建築請負工事・注文住宅の請負工事・分譲住宅・宅地分譲・不動産仲介等、不動産全般をさせていただきます。

地域に密着し、共に発展していけるよう日々邁進をしながら住まいの素晴らしさ、創造的な価値の向上をどこまでも追求。お客様の住まいのお悩みや希望を叶える新築住宅・アパート建築事業を始め、これから需要が高まる社会貢献性の高いナーシングホーム事業など地域への貢献とおお客様の満足の両立を目指されています。セミナー等も開催され HP も充実していられるので是非 HP をご覧下さい。

【事業】 アパートの建築請負工事・注文住宅の
請負工事分譲住宅・宅地分譲・不動産仲介

【本社】 兵庫県姫路市佃町 9 番地
グリーンパークビル 201

【電話】 079-285-4550

<https://www.greenhome-advance.com/>



 濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

